



この条において「被災鉄道施設」という。）に代わるものと知事が認める鉄道施設で当該被災鉄道施設の状況その他の事情を勘案して施行令附則第三十一条の二第一項に規定するものの敷地の用に供する土地の取得をした場合における当該土地の取得（附則第九条の六第二項又は第五項及び前条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該被災鉄道施設の敷地の状況その他の事情を勘案して施行令附則第三十一条の二第二項に規定する割合を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

附則第十条第一項中「第二十二項」の下に「並びに第七十条の四の二第一項、第二項、第四項、第七項、第八項（同条第四項及び第七項に係る部分に限る。）、第九項及び第十項（同法第七十条の四第三項、第九項、第十二項から第十四項まで、第十八項から第二十項まで及び第二十三項から第三十八項までに係る部分を除く。）」を加え、同条第二項中「第三十四項」の下に「第七十条の四の二第三項、第五項、第六項、第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）及び第十項（同法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項に係る部分に限る。）」を加え、同項の表第七十条の四第九項の項中「この条、」を「この条、第七十条の四の二、」に、「この条及び」を「この条、第七十条の四の二及び」に改め、同表第七十条の四第三十四項の項の次に次のように加える。

第七十条の四の二第三項	第一項	条例附則第十条第一項の規定によりその例によることとされる第一項
	財務省令	施行規則
第七十条の四の二第五項	納税地の所轄税務署長	知事
	財務省令	施行規則
第七十条の四の二第六項	納税地の所轄税務署長	知事
	財務省令	施行規則

第四項 同条第一項の規定によりその例によることとされる第四項

これらの規定に規定する税務署長 知事

税務署長に 知事に

次項 同条第一項の規定によりその例によることとされる次項

第一項の 条例附則第十条第一項の規定によりその例によることとされる第一項の

前条第一項第一号 同条第一項の規定によりその例によることとされる前条第一項第一号

「第一項」 「条例附則第十条第一項の規定によりその例によることとされる第一項」

前項の 条例附則第十条第一項の規定によりその例によることとされる前項

第一項の 同条第一項の規定によりその例によることとされる第一項の

前条第一項 同条第一項の規定によりその例によることとされる前条第一項

同条 前条

附則第十条第三項中「の規定は」を「並びに第四十条の六の二第二項、第五項、第六項及び第七項（同条第二項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）の規定は」に改め、「第二十八項まで」の下に「並びに第七十条の四の二第三項、第五項、第六項及び第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）」を加え、「第二十四項、第五十二項」を「第二十四項」に、「第五十八項中」を「第五十八項並びに第四十条の六の二第二項中」に、「同条第十二項」を「同条第四十条の六第十二項」に改め、「不動産取得税」との下に「同条第四十条の六の二第六項中「第二項の財務省令」とある

の「第二項の地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第四条第三項」とを加え、同条第四項中「第十九項又は」を「第十九項若しくは」に、「の規定の適用があつた場合を含む。」の規定又は第二項を「又は同法第七十条の四の二第七項（同条第八項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用があつた場合を含む。」の規定又は第二項に、「同条第二十九項」を「同法第七十条の四の二第九項」に、「の規定又は第二項」を「又は同法第七十条の四の二第七項の規定の適用があつた場合を含む。」の規定又は第一項に、「同条第五項」を「同法第七十条の四第五項」に改め、同条第五項中「第十四項まで、第十八項及び第十九項」を「第十五項まで及び第十九項から第二十四項まで」に改める。

附則第十条の二の四第一項中「第三条にいう」を「第三条の」に改め、同条第二項中「第八項第一号、第二号若しくは第三号イに掲げる軽油自動車又は附則第十条の二の六第一項に規定する第一種省エネルギー自動車」を「次に掲げる自動車」に、「法附則第十二条の二の二第二項」を「附則第十条の二の六第四項から第七項まで」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第十条の二の六第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。附則第十条の二の六第一項第四号において同じ。）

ア 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第一項に規定するもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項及び附則第十条の二の六第一項第二号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第四条の四第八項に規定するもの（以下この条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第四条の四第九項に規定するエネルギー消費効率（附則第十条の二の四第四項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次

のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第二項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第三項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第十条の二の六第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。）

ア 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第四項に規定するもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十一項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第五項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第六項に規定するもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十四項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。



- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- エ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第七項に規定するもの
- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
  - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- 附則第十条の二の四第三項中「法附則第十二条の二の第二項又は前項」を「前項又は附則第十条の二の六第四項から第七項まで」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。
- 一 次に掲げるガソリン自動車
- ア 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第八項に規定するもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
  - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。
- イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第九項に規定するもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
  - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。
- ウ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第十項に規定するもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
  - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- 二 次に掲げる軽油自動車
- ア 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第十一項に規定するもの
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
  - (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
  - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

- と。
- イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第十二項に規定するもの
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
  - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第十三項に規定するもの
- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
  - (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
  - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。
- エ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第十四項に規定するもの
- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
  - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- 附則第十条の二の四第四項を次のように改める。
- 4 第二項（第一号アに係る部分に限る。）及び前項（第一号アに係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第四条の五第十五項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（この項において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として同条第十六項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第二項第一号ア(3)中「平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」とあるのは「平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百三十八」と、前項第一号ア(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「第四項に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。
- 附則第十条の二の四第五項から第八項までを削る。
- 附則第十条の二の六第三項中「前二項」を「前各項」に、「附則第四条の六第六項」を「附則第四条の六第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項中「第二種省エネルギー自動車」を「第三種環境対応車」に改め、「（附則第十条の二の四第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次

のように改める。

一 附則第十条の二の四第三項第一号（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車

二 附則第十条の二の四第三項第二号又はエに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第十条の二の六第二項を同条第三項とし、同項の次に次の四項を加える。

4 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則附則第四条の六第一項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第四十五条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から千万円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十号）第三条第一項に規定する基本方針（次項及び第六項において「基本方針」という。）に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八條第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項及び第六項において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で施行規則附則第四条の六第二項に規定するものに適合するものであること。

5 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則附則第四条の六第三項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第四十五条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から六百五十万円（乗車定員三十人未満の附則第十条の二の六第五項に規定する路線バス等にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第四条の六第四項に規定するものに適合するものであること。

6 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則附則第四条の六第五項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第四十五条第一項の規定

の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第四条の六第六項に規定するものに適合するものであること。

三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

7 次に掲げるトラック（施行規則附則第四条の六第七項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第四十五条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日（第一号に掲げるトラックのうち車両総重量が二十二トンを超えるもの及び第二号に掲げるトラックにあつては、平成二十六年十月三十一日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が八トンを超えるトラック（施行規則附則第四条の六第八項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）で施行規則附則第四条の六第九項に規定するものに適合するもの

二 車両総重量が十三トンを超えるトラック（施行規則附則第四条の六第八項に規定するけん引自動車に限る。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で施行規則附則第四条の六第九項に規定するものに適合するもの

附則第十条の二の六第一項中「第一種省エネルギー自動車」を「第二種環境対応車」に改め、「（附則第十条の二の四第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 附則第十条の二の四第二項第一号（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車

二 附則第十条の二の四第二項第二号又はエに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第十条の二の六第一項を同条第二項とし、同条に第二項として次の一項を加える。  
次に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第四十五条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から四十五万円を控除して得た額」とする。

一 電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。）





自動車で併せて電気その他の施行規則附則第五条の二第五項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第五条の二第六項に規定するものをいう。）を削り、「同条第七項に規定するものをいう」を「施行規則附則第五条の二第五項に規定するものをいう。次項において同じ」に改め、同項第四号中「附則第五条の二第八項」を「附則第五条の二第六項」に、「以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）を「次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第六項において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に、「附則第五条の二第九項」を「附則第五条の二第七項」に、「同条第十項」を「同条第八項」に改め、同条第四号中「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「平成二十一年度分」を「平成二十五年年度分」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「平成二十二年年度分」を「平成二十六年年度分」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第九項に規定するもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので同条第十項に規定するもの

附則第十条の四第四項第三号中「に百分の百二十五」を「であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第六項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」に、「附則第五条の二第十三項」を「附則第五条の二第十一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

### 三 充電機能付電力併用自動車

附則第十条の四第五項中「基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「平成二十七年基準エネルギー消費効率」に、「附則第五条の二第十四項」を「附則第五条の二第十二項」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」の間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十五年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで「平成二十二年年度分」を「平成二十六年年度分」に改め、同条第六項中「第三項、第四項（前項において読み替へて準用する場合を含む。）又は第五項（前項において読み替へて準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第四項（第四号に係る部分に限る。）及び前項の規定は、平成二十七年基準エネ

ルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第五条の二第十三項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第十四項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第四項第四号中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第六項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」とあるのは「前項第四号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、前項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「第三項第四号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替へるものとする。

附則第十条の六中「第六十九条第一項第十号」を「第六十九条第一項第九号」に改める。

附則第十条の九第一項中「平成二十三年度から平成二十五年年度までの各年度分」を「平成二十四年度分及び平成二十五年年度分」に改め、同条第二項中「警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

第一条 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第六十九条第一項の改正規定、附則第十条の二の四第一項の改正規定及び附則第十条の六の改正規定は公布の日から、附則第五条の四の改正規定は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の施行の日又はこの条例の施行の日のいずれか遅い日から施行する。（不動産取得税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の福島県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、平成二十四年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 改正前の福島県税条例（以下「旧条例」という。）附則第九条の六第四項に規定する代替家屋の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 旧条例附則第九条の六第五項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 旧条例附則第九条の六第六項に規定する農用地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

#### （自動車取得税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、平成二十四年四月一日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 旧条例附則第十条の二の七第一項に規定する他の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第四条 新条例附則第十条の四の規定は、平成二十四年度以降の年度分の自動車税について適用し、平成二十三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 旧条例附則第十条の九第一項に規定する場合における同項に規定する他の自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

3 旧条例附則第十条の九第二項に規定する場合における同項に規定する対象区域内自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

(総務大臣が施行日以後最初に指定して公示した居住困難区域等に関する経過措置)

第五条 総務大臣が平成二十四年四月一日以後最初に地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第五十一条第四項の規定により指定して公示した同項及び新条例附則第九条の六第四項に規定する居住困難区域(以下この項において「居住困難区域」という。)は、同条第四項から第六項までの規定の適用については、平成二十三年三月十一日から居住困難区域であったものとみなす。この場合において、新条例附則第九条の六第四項中「当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「同日」と、同条第五項及び第六項中「居住困難区域を指定する旨の公示があつた日

において当該」とあるのは「平成二十三年三月十一日において」とする。

2 総務大臣が平成二十四年四月一日以後最初に地方税法附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した同号及び新条例附則第十条の二の七第一項に規定する自動車持出困難区域(以下この項において「自動車持出困難区域」という。)は、同条第一項並びに新条例附則第十条の九第一項及び第二項の規定の適用については、平成二十三年三月十一日から自動車持出困難区域であったものとみなす。この場合において、新条例附則第十条の二の七第一項中「当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、新条例附則第十条の九第一項中「附則第十条の二の七第一項」とあるのは「福島県税条例の一部を改正する条例(平成二十四年福島県条例第四十七号)附則第六条第二項の規定により読み替えて適用される附則第十条の二の七第一項」と、「平成二十四年度分及び平成二十五年年度分」とあるのは「平成二十三年度分から平成二十五年度分までの各年度分」とする。

(税 務 課)